

3月定例教育委員会 資料	
年月日	平成28年3月22日
担当課	教育委員会 生涯学習スポーツ課

議案第20号 鳥取市スポーツ推進計画の策定について

鳥取市スポーツ推進計画の策定（案）要綱

1 策定の目的

スポーツ基本法第10条に基づき、本市のスポーツの推進に関する計画を策定することを目的とします。

2 策定内容

鳥取市スポーツ推進計画（平成28年度～32年度）

別紙のとおり

（参考）○スポーツ基本法（平成二十三年六月二十四日法律第七十八号）抜粋（地方スポーツ推進計画）

第十条 都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長がスポーツに関する事務（学校における体育に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即したスポーツの推進に関する計画（以下「地方スポーツ推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

議案第 20 号

鳥取市スポーツ推進計画の策定について

鳥取市スポーツ推進計画（平成 28 年度～平成 32 年度）を次のとおり定める。

平成 28 年 3 月 22 日提出

鳥取市教育委員会
教育長 木下 法広

記

鳥取市スポーツ推進計画（平成 28 年度～32 年度）
別紙のとおり

提案理由

スポーツ基本法第 10 条に基づき定めた本市のスポーツの推進に関する計画を策定するためである。